

関市地域墓地整備補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、地域墓地を整備する市内の地区、自治会等（以下「地区等」という。）に対して補助金を交付することにより、地域墓地の環境の維持及び向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「地域墓地」とは、旧来の慣習により地区等が管理する墓地をいう。

(補助金の交付対象となる経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、地域墓地の整備に係る次に掲げる経費とする。

- (1) 区画又は通路の整備に要する経費
- (2) 隣地との境界の整備に要する経費
- (3) 照明又は給排水設備の整備に要する経費
- (4) 緑地、花壇等の景観の整備に要する経費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が相当と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条各号に掲げる経費の合計額（以下「経費合計額」という。）の2分の1に相当する額とし、1,000,000円を上限とする。ただし、補助金の額が100,000円未満となるときは、これを交付しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、地域墓地の全部又は一部を公共事業の用地として売却したことに伴い地域墓地を整備する場合の補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする

- (1) 経費合計額が地域墓地の売却金額以下であるとき 経費合計額に相当する額
- (2) 経費合計額が地域墓地の売却金額を超えるとき 経費合計額と地域墓地の売却金額との差額の2分の1に相当する額を当該売却金額に加えた額

3 前2項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、こ

れを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、関市地域墓地整備補助金交付申請書(別記様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 関市地域墓地整備計画書(別記様式第2号。以下「事業計画書」という。)
- (2) 位置図
- (3) 工事施工計画図
- (4) 現況写真
- (5) 見積書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは関市地域墓地整備補助金交付決定通知書(別記様式第3号)を、適当と認めなかったときは関市地域墓地整備補助金交付申請却下通知書(別記様式第4号)を申請者に送付する。

3 前項の規定による補助金交付の決定通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付申請書の内容を変更しようとするとき又は交付申請書に係る地域墓地の整備を中止しようとするときは、関市地域墓地整備補助金交付申請変更等承認申請書(別記様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、当該申請を承認するかどうかを決定し、関市地域墓地整備補助金交付申請変更等承認(不承認)通知書(別記様式第6号)により交付決定者に通知する。

5 交付決定者は、事業計画書に記載された地域墓地の整備工事の完了予定日までに当該工事が完了しないとき又は地域墓地の整備が困難になったときは、速やかにその旨を市長に報告し、その指示に従うものとする。

6 補助金の交付を受けた者は、その交付を受けた日の翌日から起算して10年を経過する日までの期間においては、当該補助金の対象となった地域墓地についての交付申請書を提出することができないものとする。ただし、市長が特に

理由があると認めるときは、この限りでない。

(完了報告書兼交付請求書の提出)

第6条 交付決定者は、地域墓地の整備が完了したときは、速やかに関市地域墓地整備補助金完了報告書兼交付請求書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 関市地域墓地整備完了明細書（別記様式第8号）
- (2) 工事施工完成図
- (3) 工事契約書又はこれに代わる書類の写し
- (4) 領収書の写し
- (5) 工事完成写真
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金交付決定の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 交付決定者が、この告示の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定者が、偽りその他不正の行為により補助金の交付決定を受けたことが明らかになったとき。
- (3) 前2号に掲げるときのほか、市長が補助金の交付を適当でないと認めたとき。

(工事の検査等)

第8条 市長は、必要に応じて、交付決定した補助金に係る地域墓地の整備工事の検査及び確認を行うことができる。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成17年2月7日から施行する。